

第3回白河市復興推進協議会会議概要

日 時	平成27年12月24日(木) 15:30～	
場 所	産業サポート白河 会議室	
構成員	三菱瓦斯化学株式会社 株式会社日本政策投資銀行 福島県 白河市	
参加者	三菱瓦斯化学株式会社 財務経理センター財務グループ 課長 光村 寅太郎 様 株式会社日本政策投資銀行 企業金融第1部 副調査役 中島 由貴 様 東北支店東北復興支援室 副調査役 板倉 理沙 様 福島県県南地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 主査(地域経済雇用担当) 氏家 成昭 様 白河市産業部企業立地課 係 長 坂本 剛 白河市産業部商工課 課 長 齋藤 稔 主任主査兼係長 星 嘉一 主 事 福田 和輝	

【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ (白河市産業部商工課長)
- 3 出席者紹介
- 4 経 過 説 明
 - (1) 経過の説明
 - (2) 白河市復興推進協議会設置要綱について
- 5 議 事
 - (1) 「白河市復興推進計画(案)」について
 - (2) その他
- 6 閉 会

【議事概要】

◎あいさつ

東日本大震災後、白河市においては、ほとんどの復旧作業を終え、復興そして発展へ向けて進んでいるところです。

本日は、東日本大震災復興特別区域法第4条に基づき、復興特区支援利子補給金制度を活用す

るために復興推進計画（案）のご協議いただくため、お集まりいただきました。

本日の案件につきましては、市内の産業の活性化及び雇用の創出に繋がる重要な案件でございますので、慎重なるご審議をお願いいたします。

◎出席者紹介

（出席者の紹介を行った。）

◎経過説明等

○事務局

復興特区支援利子補給金の制度を受けるため、三菱瓦斯化学株式会社より白河市に申請をいただきまして12月4日復興庁に応募申請し、同月11日に同庁より採択を受けました。採択後は、東日本大震災特別区域法第13条に基づき復興推進協議会を設置し、復興推進計画についての協議を行った後、計画の認可申請が必要となるため本日お集まりいただいているところです。

協議会の構成については、白河市復興推進協議会設置要綱第三条の規定にあります別表に基づき本市、三菱瓦斯化学株式会社様、株式会社日本政策投資銀行様、福島県を構成員としております。

復興推進計画の認定申請を国に提出した後、計画が認定されれば、指定金融機関の指定に必要な申請書を提出し、利子補給金の制度を受けられるような流れとなっております。

◎議 事

○会長

それでは、議事に入ります。議事（1）「白河市復興推進計画（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議事に関する説明を申し上げます前に、東日本大震災復興特別区域法の概略についてご説明申し上げます。東日本大震災復興特別区域法は、東日本大震災の発生を受けて、平成23年12月14日に公布された法律でございます。

法律の中で、被災地域が主体となった復興を強力に支援するため、復興特別区域、いわゆる復興特区制度が創設され、この特区において復興のためになされる税・財政・金融上の支援について規定しております。

利子補給金の制度についてはこれまで2件の採択あり、本市の産業の活性化、新規雇用の創出に寄与しております。今回、三菱瓦斯化学株式会社の申請を受け、本市に進出する三菱瓦斯化学株式会社の工場新設及び設備投資等に関する事業を本市の復興推進計画に位置づけ、新規雇用の増加を図り、本市の復興を推進しようとするものでございます。

それでは、白河市復興推進計画（案）についてご説明いたします。

（以下、白河市復興推進計画（案）の内容説明）

○会長

ただいま説明のあった「白河市復興推進計画（案）」について、ご意見等をお伺いします。

○出席者

意見なし

○会長

ご意見等ないようですので、「白河市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

○出席者（三菱瓦斯化学株式会社、株式会社日本政策投資銀行）

異議なし

○福島県

異議なし

○会長

原案のとおり決定とします。その他、何かございますか。

○事務局

復興推進協議会を組織した場合は、その旨を公表することとなっておりますので、市のホームページにおいて協議会設置要綱、復興推進計画及び本日の議事内容を掲載いたします。

また、復興推進計画（案）については、事前に復興庁の担当者に内容等について確認をいただいておりますが、本日から提出までに再度、復興庁より指導等があった場合は、計画（案）の変更もありますので申し添えます。その際は、最終的な提出の計画を後ほど、お示しいたします。